

特例委託輸入者における担保について

平成 20 年度関税改正において認定通関業者制度が創設され、認定を受けた通関業者（認定通関業者）に輸入申告を委託した者（特例委託輸入者）についても、簡易申告制度における特例輸入者と同様、貨物を引き取った後に納税申告を行えるようになりました。

この制度の適用を受けようとする輸入申告があり、関税等の保全のために必要と認められた場合に、担保の提供が必要となります。（この場合に提供する担保を「保全担保」といいます。）

Q 1. 保全担保の提供が命じられるのは、どのような場合ですか。

A 1. 申告の特例を受けようとする輸入申告に係る貨物の価格の合計額が 20 万円を超える場合に、特例委託輸入者に対し保全担保の提供が命じられます。

Q 2. 担保金額や、提供期間はどのように決まりますか。

A 2. 1 . 担保金額は、申告価格の 10% 増の価格に税率を乗じた額となります。
2 . 提供期間は、特例申告に係る関税等の納付の日（関税法第 9 条の 2 第 3 項の規定により関税等の納期限が延長される場合には、当該納期限を延長した日。）までとなります。

Q 3. 保全担保の提供先はどこになりますか。

A 3. 「担保提供命令通知書」を発した税関官署に提供して下さい。

Q 4. 命じられた保全担保を提供しない場合は、どうなりますか。

A 4. 保全担保を提供しない場合は、特例申告貨物に係る輸入は許可されません。

Q 5. 特例申告を継続して行おうとする場合において、特例輸入者のように、あらかじめ保全担保を提供することはできますか。

A 5. 特例申告を行おうとする官署に対して申出を行い、あらかじめ保全担保を提供することができます。

Q 6. 保全担保について、もっと詳しく知りたいのですが、どこに問い合わせれば良いでしょうか。

A 6. 保全担保の詳細については、各税関の収納担当までお問い合わせ下さい。

- ・ 函館税関 0 1 3 8 - 4 0 - 4 2 5 3
- ・ 東京税関 0 3 - 3 5 9 9 - 6 3 3 3
- ・ 横浜税関 0 4 5 - 2 1 2 - 6 1 4 0
- ・ 名古屋税関 0 5 2 - 6 5 4 - 4 1 1 1
- ・ 大阪税関 0 6 - 6 5 7 6 - 3 3 6 3
- ・ 神戸税関 0 7 8 - 3 3 3 - 3 0 8 5
- ・ 門司税関 0 5 0 - 3 5 3 0 - 8 3 6 3
- ・ 長崎税関 0 9 5 - 8 2 8 - 8 6 6 2
- ・ 沖縄地区税関 0 9 8 - 8 6 2 - 9 1 3 4